

事 務 連 絡
平成28年10月12日

各教育・保育施設等の設置者・管理者様

松原市福祉部福祉指導課

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のための
ガイドライン」の周知徹底について（お願い）

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）については、昨年度、内閣府、文部科学省、厚生労働省から発出されたことを受け、当課より貴施設・事業所に周知しており、ガイドラインを参考に事故発生の防止等や事故発生時の対応に取り組んでいただいているところですが、今年度においても全国的に教育・保育施設等における死亡事故が発生しております。

また、教育・保育施設等における重大事故については、各施設・事業所から御報告をいただき、その報告に基づき、国へ報告をしております。この報告については、事故防止を目的とし、昨年度から特定教育・保育施設等における事故情報データベースとして内閣府のホームページで公表しておりますが、骨折の事故が多数発生していることに加え、依然として一定数の死亡事故が発生しており、特に午睡中の事故が多く見受けられます。

ガイドラインにおいては、睡眠中の窒息リスクの除去の方法として、

・医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。

・何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。

等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について記載しております。

今般、改めて、ガイドラインについて、貴施設・事業所内で行う研修等により、職員の皆さまへの御周知を図っていただきますようお願いいたします。

ガイドラインにおいては、窒息リスクの除去の方法等について、Pointとして明記しており、こちらについては、切り取るなどして、教育・保育を行う部屋に掲示する等ができるよう作成しておりますので、御活用ください。

これらの注意事項を周知徹底するため、ミニポスター（別添1）及び周知啓発資料（別添2）を御活用いただき、

- ・職員への配付
- ・拡大コピーなどによる掲示
- ・職員会議や朝礼などでの確認

などにより、貴施設・事業所における事故発生の防止等に取り組んでいただきますようお願いいたします。加えて、データベースについては、事故の概要の他、事故発生の要因分析として、再発防止のための改善策等を掲載しておりますので、こちらについても御活用いただき、午睡中の死亡事故、保育中の骨折事故等の事故発生の防止等や事故発生時の対応の御参考としていただきますようお願いいたします。

松原市 福祉部 福祉指導課
電話 072-349-3206